別表第二第三十号（五）イ中「そのろ過能力を表す数値のマイナス十パーセントとする」を「、表示したろ過能力に対してマイナス十パーセントとすること」に改め、同号（五）備考1中「六・二・三」を「六・四・三」に、備考2ハ中「六・三」を「六・五」に改め、同号（七）に次のように加える。

ト　ろ材の種類が逆浸透膜のものについては、排出される捨て水がある旨。

別表第二第三十号（九）を（十）とし、同号（八）から（八）までを同号（七）から（九）までとし、同号（五）の次に次のように加える。

（六）　回収率の表示に際しては、日本工業規格S三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・三に定める回収率試験の測定方法により得た数値をパーセントで表示すること。この場合における誤差の許容範囲は、表示した回収率に対してマイナス十パーセントとすること（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る。）。

附　則

1　この告示は、平成二十三年十月一日から施行する。

2　この告示の施行前に、この告示による改正前の雑貨工業品品質表示規程の規定に基づく表示をした雑貨工業品については、その表示をこの告示による改正後の雑貨工業品品質表示規程の規定に基づくものとみなす。

○総務省告示第百五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年四月二十四日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十三年四月八日

総務大臣　片山　善博

次に掲げるもの以外の在外公館の長

在インド日本国大使、在シンガポール日本国大使、在タイ日本国大使、在大韓民国日本国大使、在中華人民共和国日本国大使、在ベトナム日本国大使、在マレーシア日本国大使、在オーストラリア日本国大使、在ニュージーランド日本国大使、在パラオ日本国大使、在アメリカ合衆国日本国大使、在アルゼンチン日本国大使、在エクアドル日本国大使、在コスタリカ日本国大使、在パナマ日本国大使、在パラグアイ日本国大使、在ボリビア日本国大使、在メキシコ日本国大使、在イタリア日本国大使、在ウズベキスタン日本国大使、在オーストリア日本国大使、在オランダ日本国大使、在スイス日本国大使、在スウェーデン日本国大使、在セルビア日本国大使、在チェコ日本国大使、在デンマーク日本国大使、在ドイツ日本国大使、在フランス日本国大使、在ブルガリア日本国大使、在ベルギー日本国大使、在ポーランド日本国大使、在ルクセンブルク日本国大使、在カタール日本国大使、在ウガンダ日本国大使、在ケニア日本国大使、在マラウイ日本国大使、在南アフリカ共和国日本国大使、在ジャカルタ日本国総領事、在チェンマイ日本国総領事、在広州日本国総領事、在上海日本国総領事、在香港日本国総領事、在マニラ日本国総領事、在シドニー日本国総領事、在パース日本国総領事、在ブリスベン日本国総領事、在メルボルン日本国総領事、在オークランド日本国総領事、在アトランタ日本国総領事、在サンフランシスコ日本国総領事、在シアトル日本国総領事、在シカゴ日本国総領事、在デトロイト日本国総領事、在デンバー日本国総領事、在ナッシュビル日本国総領事、在ニューヨーク日本国総領事、在ヒューストン日本国総領事、在ボストン日本国総領事、在マイアミ日本国総領事、在ロサンゼルス日本国総領事、在カルガリー日本国総領事、在トロント日本国総領事、在バンクーバー日本国総領事、在モントリオール日本国総領事、在クリチバ日本国総領事、在サンパウロ日本国総領事、在ミラノ日本国総領事、在ロンドン日本国総領事、在デュッセルドルフ日本国総領事、在フランクフルト日本国総領事、在マルセイユ日本国総領事、在イスタンブール日本国総領事

○総務省告示第百五十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十三年四月二十四日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期日を次のように定める。

平成二十三年四月八日

総務大臣　片山　善博

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号ロに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

在外公館の長	期日
在インド日本国大使 在ジャカルタ日本国総領事 在シンガポール日本国大使 在タイ日本国大使 在チェンマイ日本国総領事 在大韓民国日本国大使 在中華人民共和国日本国大使 在広州日本国総領事 在上海日本国総領事 在香港日本国総領事 在マニラ日本国総領事 在ベトナム日本国大使 在マレーシア日本国大使 在アメリカ合衆国日本国大使 在アトランタ日本国総領事 在サンフランシスコ日本国総領事 在シアトル日本国総領事 在シカゴ日本国総領事 在デトロイト日本国総領事 在デンバー日本国総領事 在ナッシュビル日本国総領事 在ニューヨーク日本国総領事 在ヒューストン日本国総領事 在ボストン日本国総領事 在マイアミ日本国総領事 在ロサンゼルス日本国総領事 在カルガリー日本国総領事 在トロント日本国総領事 在バンクーバー日本国総領事 在モントリオール日本国総領事 在アルゼンチン日本国大使 在エクアドル日本国大使 在コスタリカ日本国大使 在パナマ日本国大使 在パラグアイ日本国大使 在クリチバ日本国総領事 在サンパウロ日本国総領事 在ボリビア日本国大使 在メキシコ日本国大使	選挙の期日の告示の日の翌日